

仁保亀松と恒藤 恭

—大正初年の「法理学」講義ノートをめぐつて—

竹下 賢

はじめに

同志社大学の名譽教授、恒藤武二先生のご自宅を私が初めて訪問したのは、一九九六年五月のことである。お宅は京都の北区紫竹下高才町にあり、その住所は京風にいえば、北山通油小路下るということになる。京都に生まれた私にとって、油小路といつて思い浮かぶのは、堀川通の一本東を、丸太町通から五条通にかけて、南北に通っている商業の町筋である。しかし、ここのお宅は

閑静な住宅街であった。

先生のご父君である恒藤恭にとつて、京都は「第二のふるさと」（八木鉄男「恒藤恭」『日本の法学者』）であった。その住まいは二か所あり、最初は下鴨神社の、のちは百万遍の近傍である。武二先生がお生まれになつたのは、前者に住んでおられた時代である。ということは、訪れたお宅のある紫竹は、いずれの旧居からも北西の方に向に賀茂川を斜断したところにある。

先生のお宅をお邪魔したわけは、恒藤恭記念室が大阪市立大学の図書館の新築にともなつて、そこに移転され、

拡充して開室されることになったことに関連している。

この開室にあたって、先生がなお所蔵されていた恒藤恭の自筆ノートを、寄贈されることになり、その内容について、私に意見を聞かせて貰いたいと申し出られたからである。

ノートは一〇冊以上あったようと思う。ほとんどが恒

藤自身の講義ノートと読書ノートであり、講義は社会思

想史や経済哲学などのものであった。その中に、唯一、恒藤が受講した二冊の講義ノートが含まれていた。そこ

にはいずれも、「法理学 仁保教授」という標題が太字

で記され、その下に「井川恭」の署名が付されている。

仁保と恒藤のつながりは知つてはいたが、このように鮮烈にそれを示す遺品があろうとは、思いもかけないことがあつた。私は通読のために、このノートとともに興味のある数冊を先生よりお借りした。それらをお返ししたのは、その年の秋になってからであつたろう。返却の際に、私はこの講義ノートの原本を、関西大学の年史室にご寄贈いただくようお願いした。

先生ご自身はその場でご快諾されたが、ご家族と大阪市立大学の了解もとの必要があると述べられた。その後、先生より承諾の正式のご返事があり、先生と大阪市立大学には、講義ノートのコピーをお送りするということになつた。これをもつて、当該講義ノートは、関西大学の所蔵記念品となつたのである。

一 恒藤恭の学問履歴と講義ノート

法哲学（法理学）という学問分野において、恒藤恭は日本において尾高朝雄とならびこの学の確立者と評される、著名な学者である。さらに恒藤は一般にも、大阪市立大学の学長として、また平和と民主主義の憲法の擁護者として有名である。一方の仁保亀松も、恒藤より一世代上の法学者であり、しかも関西大学の第一三代学長であった。恒藤も関西大学で一時期、非常勤講師を勤めていて、関西大学ゆかりの学者である。

まず、ここでは、恒藤の学問上の履歴において、その

講義ノートはどのような位置を占めるのかを、みることにしたい。履歴の概略は、以下のとおりである。明治二一（一八八八）年、恒藤は島根県松江市に生まれた。明治四三（一九一〇）年、上京して第一高等学校第一部乙類、つまり英語文科に入学した。その三年後、東京から京都に移り、専門についても転じて、京都帝国大学法科大学政治学科に入学する。

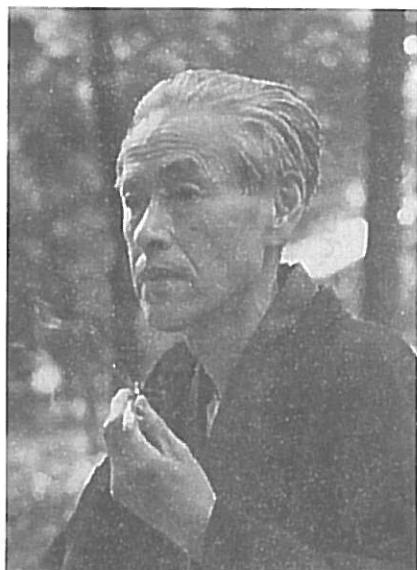
大学を卒業して大学院に進み、国際公法を専攻する。

大正八（一九一九）年、同志社大学法学部教授に就任し、国際公法や社会思想史の講義を担当する。さらに、京都帝国大学経済学部助教授をへて、昭和三（一九二八）年に同大学法学部助教授に就任する。法理学講座を担当し、翌年、教授に昇進。

昭和八（一九三三）年、京都大学において滝川事件が起り、恒藤は学問の自由を擁護して職を辞する。その後、大阪商科大学学長の河田嗣郎の招きに応じて、同大学の教授となる。戦後になって、昭和二四（一九四九）年より八年間、同大学学長を、昭和三六（一九六一）年より四年間、日本法哲学会理事長を勤め、昭和四一（一九六六）年には文化功労者。そして、翌年に七八才で亡くなる。

恒藤の研究分野は多岐にわたり、講義についても、法学部と経済学部の諸科目を担当している。しかし、自伝「学究生活の回顧」（『現代隨想全集』第二七巻）でも、同志社大学で国際公法を担当した頃について、「やはり主たる関心は法理学の方面にあつた」（二二〇頁）と当

恒藤 恭



時を述懐されている。恒藤の業績を全体的にみても、そ

の研究の本領は法哲学（法理学）の分野にあるといえる。

その恒藤が法理学に出会ったのが、京都帝国大学法科大学の仁保龜松の講義においてであり、そこで当該の講義ノートが生まれる。すでに述べたように、恒藤は大学

へ大正二（一九一三）年九月に入学して、三年後の五年

九月に卒業する。講義ノートは、この時期のものである。卒業の直後に結婚して、配偶者の姓である「恒藤」を名乗るので、ノートには旧姓の「井川」が記されている。

二 仁保龜松の法理学講義

恒藤は前掲の自伝で、仁保の講義に言及している。

「京大では仁保龜松教授がずっと法理学の講座を担任して居られ、法科大学の学生のころに私は同教授の法理学の講義を聴いたものであるが、仁保先生は元来東京帝大の穂積陳重博士から指導をうけた人であり、法理学の講義の内容も穂積博士の学説の流れを汲むも

のであつて、私はあまりそれに感興をおぼえなかつた。

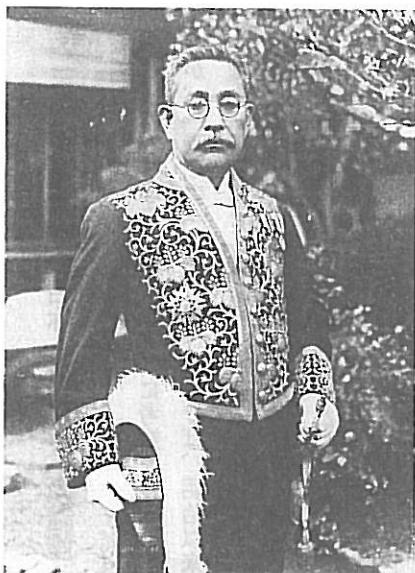
そのために大学院学生のころに法理学の問題に関心を持つようになつてからも、仁保先生の教えを仰ぐというようなことはせず、めくらさぐりに法理学の古い書物をよんだものである」（二二〇頁以下）。

これは、概括的な感想であるので、時期関係の細かい点について判断できないのだが、恒藤が法理学に興味をもつたのが、既述にもあつたように大学院時代であつたとすれば、仁保の講義が恒藤に興味がなかつたのは、大學時代の仁保の講義を、穂積学説に関連させて専門的に比較評価したうえでということではなかつたと思う。

それでもその後、恒藤が大学院時代以降に形成していく法理学上の立場からすれば、穂積流の仁保の立場は対立するものであつたろう。というのは、前者が、人間主体の観念論の部分を明確に維持しているのに対し、後者は、進化論的な経験論に終始しているからである。ただ、この両学説の関係は、私のみるところそう単純ではなく、それについてはのちにすこし言及することにし

よう。

慶應四（一八六八）年に三重県で生まれた仁保が、京都帝國大学の教授に就任したのは、明治三三（一九〇〇）年、三二才のことである。『関西大学百年史』（人物編）によれば、その直前に文部省より法理学研究のためにドイツ留学を命じられている（二六四頁）。京都大学における法理学講座の開設に向けて、仁保の人事は、予定されていたものであろう。



仁保亀松

履歴の詳細は前掲『百年史』に譲るが、仁保は昭和三（一九二八）年に京大を退官してただちに、関西大学に学長として迎えられた。講義者の記録を確認できるのは、昭和五年からであるが、仁保は「法理学」を担当している。おそらく、関西大学に就任と同時に法理学講座を開設して、自身が講義を担当したことであろう。ちなみに、京都大学における法理学の後継者は、助教授の恒藤恭であつた。

関西大学創立五〇周年の記念式典の翌年、昭和一二（一九三七）年が、仁保の退職の年である。京都大学で二八年間、関西大学で九年間、法理学の講義が行われた。まさに、仁保は関西における法理学講座の生みの親であった。日本で最初に法理学講座を開設したのは、東京帝國大学の穗積陳重であり、それは明治一四（一八八一）年のことである。その学統が一九年後に京都大学に、その後二八年後に関西大学に伝えられたのである。

三 「法理学」の名称と関西大学の講座

ところで、法理学は法を根本的に考察する学の名称であるが、一時期の「法律哲学」を除けば、明治以来、それには「法理学」と「法哲学」の両者が用いられ、なお、現在にまで至っている。この講座の、日本で最初の開設者である穂積は、名称を「法理学」とし、その著『法窓夜話』で次のように述べているのは、すでに知られている。

「我輩がこの学科を受持つようになつて考えてみると、仏家に『法談』という言葉もあつて、『法論』とい

うと、何だか御談義のようにも聞えて、どうも少し抹香臭いように感じ、且つ学名としては『論』の字が氣に入らんだから、これを『法理学』と改めた。尤もRechtsphilosophieを邦訳して『法律哲学』としようかとも思つたが、哲学というと、世間には往々いわゆる形而上学に限られているように思つてゐる者もあ

るから、如何なる学派の人がこの学科を受持つても差支ない名称を選んで、法理学としたのである」（一七四頁以下）。

このような回想からすれば、穂積の立場は、形而上学でなしに経験論として法の基礎理論を講述するから、「法理学」にしたというものではなく、形而上学を含む種々の学派の者が、この名称のもとで当の講座を担当できるからというものであつた。実際、東京大学では、尾高朝雄が昭和一五年に初めての法理学専任教授となつたが、それまで、この講座は実定法学者の複数で担当していたのである。

しかし、専任となつた尾高は昭和一〇（一九三五）年に『法哲学』を出版していく、法理学よりも法哲学の名称を提唱している。「法哲学」が普及するのは、この頃からとされる（この問題については、さしあたり、八木鉄男『法哲学』と『法理学』『法の理論』第四巻七頁参照）。しかも、尾高の法哲学は観念論的であつて、恒藤の法哲学と同様、「法哲学」の名称が似つかわしい。

ところが、恒藤は学問的著作においては「法哲学」を用いながら、講座名としては「法理学」を維持し、研究会としてもその名称を選んだ。それは、そうした名称のもとで多くの研究者を結集できるという配慮が、恒藤にあつたからと推測される一方で、法理学という言葉に愛着をもつていたともいわれている（八木前掲論文）。そ

の愛着が京都大学の講座名に由来するとすれば、その大もとは仁保の講座開設である。

仁保は関西大学を退いた昭和一二（一九三七）年、記録によればなお法理学講座を担当しているが、この年から恒藤が、関西大学で国際公法（戦時）の非常勤講師を勤めるようになる。これは滝川事件後のことであるが、佐々木惣一、末川博はそれ以前から関西大学の非常勤であり、事件後も変わりがなかつた。

法理学の講座の方は、行政法の中谷敬寿が翌年より兼任し、戦後にまで至っている。戦後になつてから、恒藤は昭和二五（一九五〇）年、関西大学に法学研究科の新制大学院が設置されると同時に、国際法の員外教授とし

て復帰する。そして、二八年になつてやつと法理学の員外教授に転じている。このように、恒藤が関西大学で法理学を講じたのは、大学院においてそれも非常勤のまつたく晩期であつた。

四 講義ノートの内容

恒藤の筆記した講義ノートには、二冊ともに最初に目次が付されている。しかし、第二冊目の目次は最初の部分のみが記載されていて不備であり、それを補完すれば次のようになる。

法理学目次

緒論

第一章 法理学ノ名称及意義 / 第二章 法理学ノ

目的 / 第三章 法理学ノ研究方法

法理学史

緒論

第一部 古代

第一章 太古ニ於ル法理論／第二章 詭弁派論者
／第三章 Socrates／第四章 Platon／第五

章 Aristoteles／第六章 不完全ナヘSocrates
学派／第七章 羅馬ニ於ル法理論

第一節 Vico／第一節 Montesqueu／第一
節 Savigny
本論

第一章 法律の本体（意義）／第二章 法律の淵
源

第一章 法律の進化

第一節 法律の原始的発生／第一節 法律の分
化／第三節 法律発達の通則

第一節 中古

第二節 近世

第一章 法律学ノ復興

第一章 自然法派法理論者

第一節 Hugo Grotius／第一節 Thomas

Hobbes／第三節 自然法的民生権論者／第

四節 Pufendorff／第五節 Spinoza／第六

節 Leibnitz／第七節 Thomasius／第八節

Christian Wolff／第九節 Rousseau／第十

節 Kant／第十一節 Fichte／第十二節

Hegel

第二章 歴史派法理論者

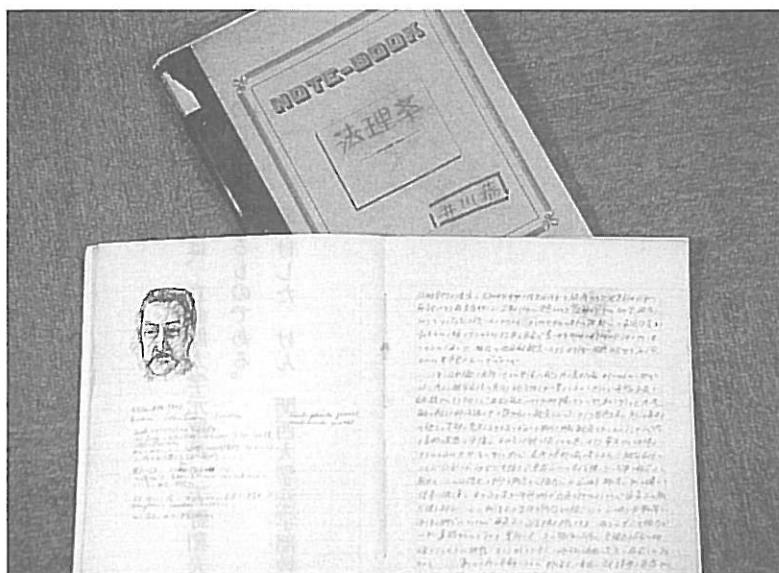
）のように、仁保の講義の大半を占めるのは法思想史
である。だが、すでにみた恒藤の評のように、講義の最
終的な結論は穗積流の進化論なのである。恒藤はこの進
化論的見解には同調せず、ドイツ流の觀念論（それも新
カント主義のそれにます踏み込んでいったといえる。
しかし、）の残された仁保評価にもかかわらず、「成
熟した恒藤法哲學」（加藤新平「あとがき」恒藤恭『法
の基本問題』所収）は、社会的な実在を尊重する考察態

度を固持していく、価値的な方法と並んで、経験論的で歴史的な現実的方法をも取っているのである。この側面においては、恒藤は仁保につながっている。

ところで、仁保は昭和一〇年の瀧川事件で恒藤が去つた翌年、京都大学の教壇に立ち「法理学」の講義を行っている。その講義ノートの出版されたものが、関西大学の岩崎卯一文庫に収められている。その骨子は、恒藤の講義ノートと変わることはない。後年のものは、法思想史の部分がかなり縮小されているという事が、特徴である。私にとって興味深い変更は、法理学史の緒言として「法理学ガ東洋ニ発達セザリシ理由」が講述されたことであった。

おわりに

恒藤の講義ノートは見開きの右側が口述筆記にあてられていて、左側は原則的に余白にされている。この部分に時おり記されているのは、自身で調べたと思われる、



講義ノートにしるされたスケッチ

専門用語の意味などの書き込みであり、さらには、手慣れたスケッチである。そのスケッチの主なものは、仁保亀松の講義の様子や表情である。前掲『百年史』に収録されている写真よりも二〇数年以前の、仁保の毅然たる容貌が写し取られている。

『百年史』でも触れられているが、既述の昭和一一年の講義ノートでは、仁保は「我ガ法学界ノ不振ノタメ」、「若い学者ガイナイタメ」、自分が教壇に立たねばならなくなつたと嘆いていた。このことは、事件で去つた教授たちを責める言葉ではない。すでに、履歴で紹介したように、仁保学長のもとで佐々木惣一や末川博は事件後も関西大学の非常勤講師を務めているし、恒藤も事件後にその職についている。

以上のように、大正年間の恒藤の講義ノートは、法学という学問の歴史に組み込まれるべき重要な資料である。その意義が、法理学（法哲学）という学問分野にとどまらないのは、仁保と恒藤がその専攻分野に限定されない事績を残したからであろう。そうしたことからすれば、

当該の講義ノートは、歴史的な伝統のもとにある関西大学法理学講義の担当者にとって、まさに拳銃服膺の逸品なのである。

〔後記〕 恒藤恭の写真は、立命館大学元総長・天野和夫先生

のご提供によるものである。

（たけした けん 関西大学法学部教授）